

2023年 7月 14日

中央卸売市場長 鋤持 英樹 様

大阪市従業員労働組合
市民生活部
支部長

健康障がい予防対策に関する申し入れ

2006年9月に労働安全衛生法施行令が改正されたことを受け、大阪市は、市有建築物の吹き付けアスベスト等の調査を実施し、本場施設についてアスベストは存在しないとされてきました。

そうした中、本年4月3日に本場西棟4階で火災が発生、火災のあった区画を使用していた事業者により耐火被覆材のアスベスト含有調査がおこなわれ、基準値を上回るアスベストが含有しているとの報告がされました。これを受け、市は西棟の計20か所でアスベスト含有調査をおこない、いずれも基準値を上回るアスベストの含有を確認し、現在、追加調査が進められています。

こうした経過から、これまで、市場の維持管理に務めてきたすべての職員、そして西棟で営業をしている仲卸業者をはじめとした市場関係者は、アスベストが存在することを認識せず長年にわたり業務をおこなっており、健康への影響が懸念される状況です。

とりわけ、施設の維持管理業務に従事する市従組合員は、落下した耐火被覆材の廃棄や不安定な状態の耐火被覆材をやり・除去する作業を繰り返しおこなっており、アスベスト含有製品を取り扱う健康管理対策である石綿障害予防規則に定められた防護措置をおこなうことなく作業を続けてきたことから、将来的な健康障がいに対する大きな不安を抱いています。

アスベストを原因とした健康への影響が確認されるのは、肺がんで15年から40年、悪性中皮腫で20年から50年といわれており、取り扱い作業等に従事していた組合員だけではなく、すべての職員へ早急に健康診断をおこなう必要があり、健康管理対策も急務な状況です。また、職員と市場関係者に対して、アスベストに関する知識と取り扱いの習得に取り組まなければなりません。

支部は、組合員はもとより、すべての職員に対する健康状態の把握とアスベスト健康障がい予防対策を緊急かつ重要な課題と認識するとともに、職員が将来的な健康に不安を抱くことがないように、局の誠意ある対応を強く求め、下記について申し入れます。

記

1. アスベストを使用している施設で従事したすべての職員及び退職者に対し、適切に健康診断を実施すること。
2. アスベスト飛散防止にむけ適切な対策を講じること。
3. 過去の調査結果を踏まえた原因の究明と再発防止に向けた対策を講じること。
4. 労働安全衛生法を遵守すること。
 - 1) 使用者の責務として健康管理対策を行うこと。
 - 2) 石綿障害予防規則を遵守すること。
5. 安全衛生教育を実施すること。
 - 1) アスベスト等、危険有害物の有無及びこれらに対する情報提供を行うこと。
 - 2) 健康障がい予防対策を含む安全衛生教育を実施すること。

以 上